

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 1 号
受 理 年 月 日	令和2年5月26日
件 名	桐生市市役所駐車場の使用条例、規則等の制定についての陳情
陳情者の住所 及 び 氏 名	桐生市天神町3丁目14-36 桐生令和の会 長澤 健二
陳 情 の 要 旨	<p>趣旨</p> <p>私は昨年末（12月20日）11時50分ごろに桐生市役所ホンダ家具側の駐車場側から、中央の縦列駐車の間をギリギリ通り抜けて、ホンダ側に駐車して、市役所の中に入ろうとしたので、注意すると「うるさい、このたこ。」と行って市役所の中には行っていった。私は、携帯を取り出して写真を取り、後を追ったが見つからなかった。最近、一方通行を逆光して、侵入したり、満車の時などは一方通行の場所で駐車できるまで待機し、通行できなくしている。又、市民会館の講演等のため市役所の駐車場が使用されている。このようなモラル、マナーがない利用者は使用できないように制限をする等の措置を望むものである。おもいやり駐車スペースも我が物顔で使用したり、常識がかけている。そのほか、隣の地場産の駐車場も職員が使用している。</p> <p>市役所の駐車場は公共の施設である。そこで起きることは桐生市で管理する責任があるとおもう。総務課ではマナーを守って 使用してください。市は規則等がないので感知できないとの回答だったがおかしい回答である。</p> <p>地方自治法第244号3項「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはならない。」とある。桐生市は公の施設は管理する義務があるので、公の施設として管理基準を作成し、市民が公平に利用できるようにすべきである。最近マナーを注意すると逆ギレする輩が多い。桐生市は問題が発生しない限りなにもしないつもりですか。最低限のマナーを決めて、駐車場を管理すべきである。</p>
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	